



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成23年7月22日（金）（第21報）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

－第21報の紙面－

1	お知らせ【一部新規】	1	5	教育に関する情報	8
2	雇用に関する情報【一部新規】	4	◆	トピックス	9
3	住宅に関する情報【一部新規】	6	◆	各種相談窓口のお知らせ	9
4	医療及び介護に関する情報	8	◆	市町村問い合わせ先一覧(7月22日現在)	12

1 お知らせ

<ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト>

(1) ふくしまっ子夏の体験活動応援事業について

東日本大震災により、子どもたちの活動環境が制限されている中、夏休み等に心身ともに伸び伸びと自然体験活動や交流活動等ができる機会を提供します。

①夏の体験活動応援補助事業（市町村や各種団体等の事業）

- ◆期間 7月～9月末
- ◆対象 幼児とその親、小・中学生及び引率者
- ◆補助額 一人当たり
 - ・宿泊費等（食費を含む） 1泊7千円を上限とし、7泊まで補助する。
 - ・交通費等（材料費等含む） 5千円を上限として補助する。
 - ・保険料 1千円を上限として補助する。

②自然の家体験活動応援事業（県会津自然の家で実施します。）

- ◆期間 夏休み期間中
- ◆対象 幼児・小・中学生及びその家族
- ◆内容
 - i) わくわくホリデイ（日帰りの活動） 10回
 - ii) 大自然満喫夏のつどい（2泊3日等での活動） 3回
- ◆参加料 いずれも無料（食費、材料費を含む）

【お問い合わせ先】

- お住まいの市町村教育委員会 または
- 福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-7799

(2) 福島県復興ビジョン(素案)に関する県民意見の募集

県では、福島県の復興に当たっての基本理念・主要な施策を定める「福島県復興ビジョン」の素案について、より多くの県民の皆様のお考えを反映させるため、パブリック・コメントを実施しています。是非、御意見をお寄せください。

◆募集期間

平成23年8月3日（水）まで（必着）

◆応募資格

福島県内に住所や事業所・事務所を有する個人や法人その他の団体のほか、県内の事業所や学校等に通勤・通学している方など、県内で何らかの社会的・経済的活動を営んでいる個

人や法人その他の団体。東日本大震災により、福島県内から県外に避難している方であれば意見を提出することができます。

◆資料の入手方法

「福島県復興ビジョン（素案）」は、下記の機関で入手できるほか、県ホームページの「福島県復興ビジョン」のページからダウンロードできます。

- (1) 福島県企画調整部総合計画課（県庁本庁舎5階）
- (2) 福島県県政情報センター（県庁西庁舎1階）
- (3) 福島県各地方振興局（県北を除く）の県政情報コーナー

なお、郵送を希望される場合は、200円切手を貼った角2の返信用封筒を同封して、下記問い合わせ先までご請求願います。

【お問い合わせ先】

●福島県総合計画課 〒960-8670 福島市杉妻町2-16 ☎024-521-7923

(3) 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】 ☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・原子力損害賠償制度の概要
- ・原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

●東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

●中小企業一次仮払い相談室（福島県商工会連合会内）

☎0120-008-803（9：00～17：30）

※ 6月1日より警戒区域等に事業所を有する中小企業者の方々に対する営業損害に対し、仮払補償金の請求・支払いが開始されております。

●福島県弁護士会（震災・原発相談窓口）

☎0120-700-791（平日10：00～16：00）

(4) 個人事業税の課税延期のお知らせ

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税は、通常8月31日（第1期分）までと11月30日（第2期分）までの2回に分けて納めることになっていますが、平成23年度課税分については東日本大震災に伴う納期限等の延長措置により、納税通知書の発付を延期しています。

具体的な課税の時期については確定し次第改めてお知らせします。

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

(5) 自動車（軽自動車を除く）が被災された皆様へ

～平成 23 年度自動車税定期課税（9 月以降予定）について～

東日本大震災の地震・津波による被災自動車（使用不能・所在不明）については、平成 23 年度以降の自動車税について課税を停止しますので、以下の手続きをお願いします。

なお、原子力災害による被災自動車については、現在検討中ですのでお待ちください。

◆被災車両としての永久抹消登録による課税停止

○運輸支局において、被災車両としての永久抹消登録をお願いします。

（詳しくは、福島運輸支局（電話 050-5540-2015）にお問い合わせください。）

※被災自動車の代替自動車取得の優遇措置（非課税措置）の申請には、被災車両として永久抹消登録された登録事項等証明書が添付が必要です。

◆連絡先

○被災車両として永久抹消登録がお済みの方は、県への連絡は不要です。

（登録時期により納税通知書が発付される場合がありますので、その際にご連絡ください。）

○永久抹消登録できない場合は、最寄りの（避難先の）各地方振興局へ、登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。

○県外避難の方（県外運輸支局で永久抹消登録された場合等）は、下記担当の県地方振興局に登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。

▶受付期限・時間：平成 23 年 8 月 5 日（金）まで（平日、8 時 30 分～17 時 00 分）

連絡先	電話番号	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部（福島市）	024-523-0051・0021・3598	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部（郡山市）	024-935-1247・1244・1241	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部（白河市）	0248-23-1514・1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部（会津若松市）	0242-29-5261・5241・5243	新潟県・東海地方・近畿地方
南会津地方振興局県税部（南会津町）	0241-62-5214・5213	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部（南相馬市）	0244-26-1127	四国地方、九州地方、沖縄県
いわき地方振興局県税部（いわき市）	0246-24-6025・6035・6037	埼玉県・山梨県・長野県・中国地方

(6) 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）について

①東北地方太平洋沖地震対策資金及び原発事故対策緊急支援資金

◆資金種別

ア 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が必要とする施設等の復旧資金及び運転資金（東北地方太平洋沖地震対策資金）

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要なとする運転資金（原発事故対策緊急支援資金）

◆貸付限度額 アの資金…500万円以内

イの資金…個人：1,000万円以内、法人・団体：1,200万円以内

◆貸付利率 1.2%以内（ただし、JA取扱いについては無利子）

◆償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)大東銀行・(株)東邦銀行本店及び各支店

②農家経済維持支援資金

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

ア 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等

イ 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

◆資金用途 農家経済の維持に必要な資金

◆貸付限度額 200万円

- ◆貸付利率 無利子
- ◆償還期間 5年以内（うち据置3年以内）
- ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)東邦銀行の本店及び支店

【お問い合わせ先】

- 福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

(7) 震災特例旅券について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により自宅が滅失したり損壊する等してパスポートの紛失届を提出された方が希望する場合、紛失等したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を、**国及び県の手数料を徴収することなく**発給しています。

【お問い合わせ先】

- 福島県パスポートセンター ☎024-525-4032
- 福島県県中地方振興局パスポート窓口 ☎024-935-1222
- 福島県県南地方振興局パスポート窓口 ☎0248-23-1508
- 福島県会津地方振興局パスポート窓口 ☎0242-29-5220
- 福島県相双地方振興局パスポート窓口 ☎0244-26-1119
- 福島県いわき地方振興局パスポート窓口 ☎0246-24-6010
- 福島県南会津地方振興局パスポート窓口 ☎0241-62-2062

(8) 東日本大震災で被災された産婦に対する義援金のお知らせ

(財)家族計画国際協力財団（ジョイセフ）では、義援金の支給を下記のとおり実施します。

- ◆対象者 被災時に福島県に住民票があった被災者（居住する家屋が「全壊」または「半壊」した者、または「警戒区域」に居住していた者）で、平成23年3月1日～12月31日に出産した女性
- ◆支給金額 一人当たり50,000円
- ◆申請書入手方法

- ①FAXによる請求（※）：03-3235-9776 国際協力NGOジョイセフ「ケショ担当」
- ②郵送による請求（※）：〒162-0843 東京都新宿区谷田町1-10 保健会館新館
国際協力NGOジョイセフ「ケショ担当」宛て
- ③ジョイセフホームページよりダウンロード
※住所・氏名・FAX番号（あれば）等を記入のうえ、「ケショ」申請書希望とお書きください。

【問い合わせ先】

- ジョイセフ（財団法人家族計画国際協力財団） ☎03-3268-3172
- 福島県児童家庭課 ☎024-521-7308

2 雇用に関する情報

(1) がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方
- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
 - ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）

- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

◆**従事場所** 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆**募集方法**

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【**雇用に関するお問い合わせ先**】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【**事業に関するお問い合わせ先**】

●**福島県雇用労政課** ☎024-521-7290

(福島県ホームページにおいても、「福島 絆」で検索し、事業内容を確認できます。)

(2) **がんばろう福島の企業！産業復旧・復興事業**

第2回被災者・求職者向け合同企業説明会の開催について

東日本大震災等からの産業の復旧・復興のため、人材を求める県内事業所と県内就職を希望する求職者を対象とした合同企業説明会を開催します。

◆**いわき会場** 平成23年7月27日(水) 午前10時～午後1時

いわき市労働福祉会館(いわき市平字堂ノ前22)

◆**会津若松会場** 平成23年7月27日(水) 午後1時～4時

會津稽古堂(会津若松市栄町3-50)

◆**福島会場** 平成23年7月28日(木) 午前10時～午後1時

あづま総合体育館(福島市佐原字神事場1)

◆**郡山会場** 平成23年7月28日(木) 午後1時～4時

ビッグパレットふくしま(郡山市南二丁目52)

【**お問い合わせ先**】

●**福島県雇用労政課** ☎024-521-7290

(3) **福島県職員・警察官採用候補者試験のお知らせ**

平成23年度の福島県職員(高校卒程度)及び福島県警察官採用候補者試験を行います。現在、応募をしているのは下記のとおりです。

①**福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験**

◆**採用予定人員** 12名程度(行政事務)、3名程度(警察事務)、3名程度(土木)

◆**受験資格** 平成2年4月2日から平成6年4月1日までの生まれの者(大学を卒業した者又は平成24年3月末日までに大学を卒業する見込みの者を除く)

◆**受付期間** 8月1日(月)～8月26日(金)

◆**第1次試験** 9月25日(日)

②**福島県警察官〔警察官B(男性・女性)〕採用候補者試験**

◆**採用予定人員** 74名程度(警察官B 男性・一般)

12名程度(警察官B 女性・一般)

◆**受験資格** 昭和53年4月2日から平成6年4月1日までの生まれの者(大学を卒業した者又は平成24年3月末日までに大学を卒業する見込みの者を除く)

◆**受付期間** 7月15日(金)～8月19日(金)

◆**第1次試験** 9月18日(日)

(詳細は、福島県人事委員会または福島県警察本部のホームページで確認して下さい。)

【**お問い合わせ先**】

●**福島県人事委員会事務局** ☎024-521-7590

●**福島県警察本部 警務部 警務課 人事係** ☎0120-276-314

(4) **耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について**

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

◆**事業内容**

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」の設置を支援しています。

今年度から、「被災者支援実証ほ」の設置が可能となり、同実証ほを設置した市町村の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるようになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、栽培する作物にあわせた農業用施設（パイプハウス等）の導入も可能となります。

【お問い合わせ先】

- 福島県農村振興課 ☎024-521-7416
- 各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

（5）他府県等からの雇用等支援情報について

被災者に対して、熊本県や石川県など7府県から期限に定めのある（多くは平成24年3月末日まで）農業関係での雇用等の支援情報が寄せられています。

関心のある方は、下記のHPをご覧ください。お近くの農林事務所農業振興普及部または農業普及所（営農相談窓口）にお問い合わせ下さい。

◆県農業振興公社 青年農業者等育成センターHP

【http://www.fnk-syunou.jp/cgi/info_disp.cgi?mode=meisai&no=89】

◆県北農林事務所農業振興普及部	☎024-535-0436
伊達農業普及所	☎024-575-3183
安達農業普及所	☎0243-22-1129
県中農林事務所農業振興普及部	☎024-935-1310
田村農業普及所	☎0247-62-3113
須賀川農業普及所	☎0248-75-2181
県南農林事務所農業振興普及部	☎0248-23-1563
会津農林事務所農業振興普及部	☎0242-29-5307
喜多方農業普及所	☎0241-24-5743
会津坂下農業普及所	☎0242-83-2112
南会津農林事務所農業振興普及部	☎0241-62-5264
相双農林事務所農業振興普及部	☎0244-26-1152
双葉農業普及所	☎0246-24-6044
いわき農林事務所農業振興普及部	☎0246-24-6161

【お問い合わせ先】

- 福島県農業担い手課 ☎024-521-7340

3 住宅に関する情報

（1）応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

7月22日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ◆浪江町 ☎03-5638-5055 | ◆西郷村 ☎0248-25-1117 |
| ◆葛尾村 ☎0242-83-0271 | ◆楢葉町（会津地区） ☎0120-562-150 |
| ◆双葉町 ☎0480-73-6880 | （いわき地区） ☎0120-562-171 |

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）024-521-7698、7867

【受付時間：（毎日）8：30～17：15】

（県外避難者）024-523-4157

（2）福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

(8月末日までに入居可能な物件の申出を受付しています)。

なお、借上げ住宅特例措置の受付終了時期について現在調整しており、詳細は決まり次第お知らせします。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等(共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。)が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上(乳幼児を除く)の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

(3) 県外の借上げ住宅について(現在、県外に避難されている方が対象)

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、7月22日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

◆青森県 ☎017-734-9580、9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640、2646

◆新潟県 ☎025-280-5444、025-282-1775

◆栃木県 ☎028-623-0618、0619

◆埼玉県 ☎048-830-5562、5563、5573

◆東京都 ☎03-5320-4943 (7月中旬に案内開始予定)

◆静岡県 ☎054-221-3081

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

(社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>)

【担当】県外避難者支援担当 ☎024-523-4157

(4) 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

- ①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

(退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください)

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時(なるべく退去1週間前までには報告ください)
当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 ●福島県観光交流課 ☎024-521-7398

4 医療及び介護に関する情報

○医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から医療機関等を受診する際及び介護サービスを受ける際には、医療機関等又は介護事業所等に「被保険者証」の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となります。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村(保険者)に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

○災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方(介護)
- ・住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方(医療)
- ・主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方(介護)
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方(医療)
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ・特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

・免除期間は、平成24年2月29日まで(医療機関の入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定)

※以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。(医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ)

8月1日から	郡山市(介護保険のみ)、南相馬市、田村市(国民健康保険・高齢者医療制度のみ)
9月1日から	白河市(介護保険のみ)
免除期間終了まで不要	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の利用者負担の免除は、6月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村(保険者)の窓口をお願いします。

5 教育に関する情報

○高校等奨学資金貸付金(福島県奨学資金緊急採用)について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

◆貸与月額

国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

◆貸与期間 採用年度における1年間

◆利 子 無利子

◆保 証 人 連帯保証人1名（保護者）

◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、
 学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

- 在学している学校 または
 福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

トピックス

命名“きぼう”～アクアマリンふくしまのゴマフアザラシ

東日本大震災により鴨川シーワールド（千葉県）に避難していたゴマフアザラシ・くららが4月7日にオスの赤ちゃんを出産し、先日、赤ちゃんと一緒に元気にアクアマリンふくしまへ帰ってきました。赤ちゃんは“きぼう”と名付けられ、7月15日の再オープンセレモニーで発表されました。

復興に向けた、全ての県民の「希望」のシンボルとして、すくすくと成長してくれることでしょう。



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構 (10時～21時)
	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所 (9時～21時)
	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連 (10時～15時: 平日) 県弁護士会 (14時～16時: 平日)
	024-534-1211	
	024-925-6511	
	0242-27-2522	
	0246-25-0455	
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
	024-521-7165	
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時: 平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室

国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9 機関 9 時～17 時：平日) 福島いのちの電話 (10 時～22 時：土日含む) 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター(9～21 時) (8 時 30 分～17 時 15 分：平日) パープル・ホットライン(24 時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12 時、13～16 時 水 13～17 時、18～20 時
◆生活に関する相談 【受付時間：8 時 30 分から 17 時 15 分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間 9:00～16:00(火～土)
「震災に関する悪質商法 110 番」	0120-214-888	国民生活センター(10 時～16 時)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日 8 時～17 時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部(平日 9:00～17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線 3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日 8:30～17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日 9:00～17:00)

震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00～16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時) [Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(看護職の就業に関する相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 024-934-0500	ふくしま就職応援センター [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口] (月～土：10時～19時) 福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分～16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課		
【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談		
【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
国管理道路(国道4号,6号,13号,49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(上記以外の国道、県道)などの土木施設に関する相談		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課

「福島県からののお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからご覧いただけます。

【PC】<http://www.pref.fukushima.jp/j/>

※ページ中段の「避難者の皆さまへ(生活支援情報)」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からご覧いただけます。

【携帯】<http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html>

※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。



市町村問い合わせ先一覧

(7月22日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
			浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)	
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
		飯館村	旧飯野町役場庁舎内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		